(No14)

○河川法の一部を改正する法律等の運用について

平成一〇・一・二三

建設省河政発五
建設省河計発三
建設省河環発四
建設省河治発二
建設省河開発五

各地方建設局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各都道府県土木主管部長　あて

建設省河川局水政課長
建設省河川局河川計画課長
建設省河川局河川環境課長　通達
建設省河川局治水課長
建設省河川局開発課長

③登記簿上表題部に河川区域内である旨の表示に加え、樹林帯区域内の土地である旨の表示も記載されることとされたところである。

このため、樹林帯区域の指定を行ったときは、別途送付する照会回答に従い、不動産登記法第九十条第二項及び第三項の規定に基づき遅滞なくその旨の登記を嘱託すること。

なお樹林帯区域の変更又は廃止により土地の全部又は一部が樹林帯区域内の土地でなくなったときも、別途送付する照会回答に従い、同条第三項の規定に基づき、遅滞なく当該登記の抹消を嘱託すること。

樹林帯区域の許可関係について

① 法第二十六条第一項に基づく工作物の新築又は改築の許可について

特定樹林帯区域における工作物の新築等の許可に当たっては、次に掲げる事項について審査すること。

イ 当該工作物の荷重により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。

ロ 基盤漏水の原因とならないものであること。

ハ 止水性のある工作物にあっては、堤防内の浸潤面の上昇の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。

② 法第二十七条第三項に基づく土地の掘削等の許可について

樹林帯区域における土地の掘削等の許可に当たっては、当該行為が堤防に沿って設置された樹林帯にあっては氾濫流の、ダム貯水池に沿って設置された樹林帯にあっては表層水又は伏流水の変流等の原因となること等により樹林帯の機能に悪影響を及ぼすおそれのないことを審査し判断すること。

ロ 特定樹林帯区域における土地の掘削等の許可に当たっては上記イに加え、次に掲げる行為の形態に応じそれぞれ次の事項について審査すること。

(1) 掘削及び切土について

a 当該掘削及び切土により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。

b 基盤漏水の原因とならないものであること。

(2) 盛土について

a 堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮したものであること。

b 河川管理施設の維持管理上支障がないこと。

③ その他

樹林帯区域内の土地における工作物の新築又は改築及び除去は、法第二十六条第四項により許可を要しないものとされているが、樹木の伐採を伴うものは法第二十七条第一項の許可が必要であること。

また、工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すものであっても樹木の伐採を伴うものは法第二十七条第一項の許可が必要であること。

四

1 渇水時における水利使用の調整について

渇水調整の円滑化を図るという本条の趣旨に鑑み、法第五十三条の「水利使用者」には、実質的に渇水調整を行う能力を有する、水利使用者から渇水調整を任されている者を含めて取り扱うこと。

2 渇水時における水利使用の特例について

① 渇水時における水利使用の特例を設けた趣旨

渇水時の水の融通で水利使用許可の変更を必要とするもののうち、水利使用が困難となった者が、他の水利使用者の許可に係る水利使用を行わせてもらうものは、既に審査済みである当事者の水利使用許可水量の範囲内で行われるものであること及び渇水時の水の融通は緊急的な措置であり、また関係水利使用者間の合意形成が図られた上で行われている実態を踏まえ、法第二十三条及び第二十四条の特例として水融通の必要性に限った簡易な審査手続を設けるとともに、水利調整手続、特定水利使用の許可等に際して必要な関係行政機関の長との協議及び関係都道府県知事の意見聴取を不要としたものであること。また、同様の観点から、水利使用の特例は、水利使用の目的が異なる水利使用者間においても適用できることとしていること。

② 水利使用の特例の承認について

河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第五十三条の二第一項の承認を行うこと。

イ 水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。

ロ 水利使用の特例の期間が異常渇水期に限ったものであること。

ハ 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法第二十三条及び第二十四条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。

ニ 水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。

③ 水利使用の特例を終了する場合の届出等について

法第五十三条の二第二項の届出は、同条第一項の承認を受けた者の氏名、住所、承認番号及び当該承認に係る水利使用の特例を行わないこととした意思が明確に把握できるよう、必要に応じて書面の提出を求めることとし、同項の承認をする際に届出の方法を申請者に知らしめること。また、同項の承認に係る期間が満了するまでに水利使用の特例の更新等の申請を行わない者に対しては、当該期間の満了後、水利使用の特例が終了した旨を通知すること。

④ 承認の取消について

法第五十三条の二第三項に基づく同条第一項の承認の取消は、同条第二項の規定による届出があった場合を除き、渇水が解消し、河川の流況やダム等の貯水量が回復して水利使用の特例を受けている水利使用者の法第二十三条の許可に基づく水利使用が困難でなくなった場合に行うこととし、この場合、速やかに、当該水利使用者に対し水利使用の特例を取り消した旨を通知すること。

⑤ その他

水利使用の特例を行わせる者に対して水利使用の許可を行っている河川管理者と、水利使用の特例を受ける者に対して水利使用の許可を行っている河川管理者が異なるときには、法第五十三条の二第一項の承認及び第三項の取消に当たり、相互に必要な連絡調整に努めること。

五 水質事故処理等の原因者施行・原因者負担制度の創設について

1 河川の汚損について

「河川の汚損」とは、水質事故等により、河川の流水、河川敷等を汚すことであり、具体的には、例えば、施設や船舶等の故障、事故等の突発的な事態により、原油、重油、灯油などの油や有害物質等が河川に流入し、河川の流水を汚したり、産業廃棄物、建築廃材、船舶、車両等の不法投棄により、河川敷を汚すことであること。

2 河川の維持について

「河川の維持」とは、河川又は河川管理施設の原状を良好な状態に保存する行為であり、具体的には破船、流木、ごみ、投棄車両等の障害物の除去、水質事故の応急措置等であること。

水質事故の応急措置としては、流出した油、酸・アルカリ等の拡散、流下・遡上等を防止するためのオイルフェンス、オイルマット等の設置、化学処理等で、いずれも河川の原状を良好な状態に保全するために行うものであること。

3 水質事故時の関係者への連絡通報について

河川を汚濁する行為があったことを知った